



株式等の決済期間の短縮化に関する検討 WG最終報告書の概要

2016年6月30日

株式等の決済期間の短縮化に関する検討WG

I. 検討の経緯

検討経緯

- 海外主要市場における株式等の決済期間の短縮化(T+2化)の流れを踏まえ、我が国においてもT+2化の実現に向けた具体的な検討を行うため、2015年7月、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討WG」(WG)を設置
- 2015年内にT+2決済フローの主要部分及び実施目標時期を示し、2016年6月までに残りの課題について取りまとめを目指す方向で検討に着手
- 2015年12月29日、T+2化に係る主要な課題への対応方針及びT+2化の実施目標時期等を示した中間報告書を公表
- 中間報告書公表後、同報告書において残された検討課題として掲げられていた項目について検討を行い、WGにおけるこれまでの検討結果を最終報告書として公表
- 最終報告書で示した各課題への対応方針及びT+2化の実施目標時期等の概要は以下のとおり

Ⅱ. 各課題への対応方針

(1) 貸借取引に係る処理の迅速化、取引環境の整備

検討事項

売買のT+2化に伴い、ショートカバーのための貸株T+1取引及びフェイルカバー等のための貸株T+0取引の重要性が高まることから、貸株T+1取引及びT+0取引の業務フロー等について検討

対応方針

- ガイドラインの整備等
 - 貸株取引事務処理の効率性・正確性向上のため、次の事項をガイドライン等として取りまとめる。
 - 担保金計算等に使用する時価
 - 複数明細の貸借残高がある場合の返済対象明細の優先順位の取扱い
 - コーポレートアクション発生時の残高管理方法
 - 「株券等貸借取引基本契約書」及び覚書の一部見直し等
- 貸株T+2取引の貸株T+1取引への移行
 - 上記ガイドラインの整備等により、事務処理の標準化・効率化を図り、市場参加者において可能な限り約定可能時間を確保(具体的な時限については継続検討)
- 貸株T+0取引への対応
 - 貸株T+0取引の市場参加者を拡大するため、幅広く市場参加を促す。
 - 事務処理の効率化のため、貸株T+0取引について貸株DVPの利用を促進するとともに、証券保管振替機構において貸株DVPに関するシステム処理詳細の見直しを検討(継続検討)

Ⅱ. 各課題への対応方針

(2) フェイル・ルール

検討事項

非居住者取引を中心にフェイル率が一定程度上昇することが見込まれることから、円滑なフェイル対応に資するよう、フェイル・ルールの見直しについて検討

対応方針

- JSCC決済におけるフェイル・ルール
 - 権利確定日に発生したフェイルの取扱いに係る標準的な処理方法を記した指針文書として、JSCCにおいて「権利確定日のフェイル発生時における清算参加者の対応指針」を策定すべく、その内容を詳細化。同対応指針は、一般振替におけるフェイル時にも海外投資家等も含めた投資者に参照することとされたことから(後述)、その点を念頭におき今後の内容変更は検討することとし、また、英訳版の作成も行う。
 - フェイル発生時の遅延損害金の料率水準は現行料率を維持、フェイルチャージのカウント方法については営業日ベースから暦日ベースに変更
- 一般振替に関するフェイル・ルール
 - 次の事項を「株式等の一般振替に関するガイドライン」として取りまとめる。
 - 一般振替におけるフェイル回避策: 海外へ啓蒙を行う場面等を念頭に、ガイドラインに盛り込む前提で継続検討
 - 一般振替において権利確定日にフェイルが発生した場合の取扱い: JSCCで策定する対応指針と整合性を取るため、「同指針を参照する」ことをガイドラインに盛り込む。
- その他
 - 権利確定日にフェイルが発生した場合の救済策として「追加振替」について可能な限り柔軟に対応する方針。また、議決権等の実質的な株主権の救済については実務面に留まらない検討が必要

Ⅱ. 各課題への対応方針

(3) 非居住者との取引

検討事項

- 欧米との時差及び祝日を考慮すると、非居住者取引については特にポストレード処理がタイトとなることからその対応について検討
- 非居住者取引を中心にフェイル率が一定程度上昇することが見込まれるため、決済を予定どおり実施すべく、フレキシブルな対応によるフェイル回避策について検討

対応方針

- 非居住者取引に係る決済指図の早期化・正確性向上や、照合不一致等となった場合に速やかな対応が円滑に行われるよう、市場インフラ機関や国内関係当事者を通じて、海外を含めた市場関係者にフェイル回避のための体制整備(指図の早期送信・照合の早期化、照会への対応(不一致の早期解消、一部決済(パーシャル決済)等))を促す。
- 海外への情報発信にあたっては共通の資料を英語で作成することとし、市場インフラ機関や国内関係当事者を通じて、できるだけ早い段階での情報発信を実施
- 一部決済等の柔軟対応については、連鎖する決済を進捗させ、フェイル率軽減に有効であると考えられるため、可能な範囲で相対で対応を行う。

Ⅱ. 各課題への対応方針 (4) 清算・決済インフラ等の決済時限等

検討事項

- T+2化に伴い、決済日当日の業務処理がこれまで以上にタイトとなること、貸株T+0取引の約定可能時間の確保の観点等を踏まえ、清算・決済インフラ等の決済時限等の見直しの要否について検討
- あわせて、取引所における過誤訂正時限及びJSCCにおける各種関連帳票の配信スケジュール等の見直しの要否についても検討

対応方針

- 各種決済時限についてはT+2化時点では現行どおりとする。
- 取引所取引に係る過誤訂正の申請時限を13時から14時まで延長。JSCCにおける各種関連帳票の内容・配信時刻についても最適化を図る。
- 一方、全銀ネットが24時間化された場合の送受金の取扱いや資金調達・余資運用の取扱いといった今後の環境変化等を踏まえ、システムの二重開発とならないよう配慮しつつ、十分な効果を望めるまでの決済時限の延長等については継続して検討する。

各種決済時限等	決済時限
非居住者取引に係る決済照合カットオフタイム	12:20
JSCCの決済時限(取引所取引の決済時限)	13:00
貸株DVP決済時限	13:30
一般振替DVP決済時限	14:00
FOP決済時限	15:30

Ⅱ. 各課題への対応方針

(5) 信用取引の委託保証金・追加保証金の取扱い、品貸申込に係る業務フローの検討

検討事項

- 信用取引に係る委託保証金・追加保証金の決済期間短縮後の差入れ期限について検討
- 証券金融会社における貸株超過銘柄の調達のT+1化に伴い、その事務処理フローやスケジュールの見直しの可否について検討

対応方針

①信用取引の委託保証金・追加保証金の取扱い

- 委託保証金については、担保としての位置付けや信用取引自身の利益をその委託保証金として差入れできること等による過当投機の排除の観点から決済前の預託が望ましいと考えられる一方、顧客や証券会社の実務対応時間をできる限り確保することが望ましいことから、T+2日正午を差入れ期限とする。
- 追加保証金についても、制度としての理解のしやすさの観点から、委託保証金と同じT+2日正午を差入れ期限とする。

②品貸申込に係る業務フロー

- 時間短縮や前倒しを行った場合、応札の減少や逆日歩の高騰等が懸念されることから、品貸スケジュールは現行どおりとする。
- 品貸処理が遅れる傾向にある決算期末や未調達銘柄発生時の証券金融会社の貸借データの確定については証券金融会社の事務処理フローの見直しにより、遅くとも午後1時までに行う。
- 品貸入札において未調達銘柄が発生した場合の株券調達に係る事務フロー及び貸株超過銘柄の調達困難化を踏まえた対応については、引き続き証券金融会社と関係者で個別に協議

Ⅱ. 各課題への対応方針

(6) 日銀出資証券の決済日程、非上場有価証券の取扱い

検討事項

- 日銀出資証券については、券面の授受により決済を行っており、通常の場合はT+3決済、取引日が配当落ち日の場合にはT+4決済となっているが、決済期間短縮化後の取扱い方法や決済日程について検討
- 国内上場株式等のT+2化後の非上場有価証券(債券、外国証券及び投資信託)の決済の取扱いについて検討

対応方針

①日銀出資証券の決済日程

- 日銀出資証券は、ペーパーレス化が望ましい一方、電子化を実現するためには、各種法令の改正が前提となると解される状況であることから、当該法令改正の検討を関係当局に要望する。
- 法令面の制約等からペーパーレス化が困難であり、現行の券面授受による決済を継続せざるを得ない場合も考慮し、その想定下の決済日程については、投資者の理解の容易性や参加者負担に鑑み株式等と同様の取扱いとする(通常の場合にはT+2決済、取引日が配当落ち日の場合にはT+3決済)。

②非上場有価証券の取扱い

- 顧客へのわかりやすさ(商品間の決済期間)及び利便性(商品間の乗換売買)、海外他市場における決済期間短縮化の scope を踏まえ、現在、我が国でT+3で決済されている国債のリテール取引、一般債(社債及び地方債等の保振の一般債振替制度の対象銘柄を指す)及び外国証券についてはT+2化を目指す。投資信託については、商品によって決済期間が大きく異なり、組み入れられている商品の決済期間による制限もあるため一律的な対応はとらない。
- 国内上場株式等のT+2化の実施のタイミングでT+2へ移行する方向で検討を進めることとし、具体的な実施時期は、今後、日証協等の関連会議体における必要な検討も踏まえて決定する。

Ⅱ．各課題への対応方針

(7) T+2化に伴うその他の課題等

検討事項

T+2化に伴う以下の取扱いについても検討

- ・ 取引所外取引の取扱い
- ・ 転換社債の基準日、有価証券オプション権利行使に係る決済の取扱い
- ・ 取引報告書の交付の取扱い

対応方針

- ① 取引所外取引の取扱い
 - 取引所外取引もT+2化することが望ましいが、引き続き個別相対取引の当事者間の対応。JSCCが債務引受対象としているPTSについては取引所取引同様にT+2化する方向で調整
- ② 転換社債の基準日、有価証券オプション権利行使の決済の取扱い
 - 決済日程について1営業日短縮する。
- ③ 取引報告書の交付の取扱い
 - T+2化後の書面による取引報告書の交付にあたっては、各社において可能な限り事務処理の効率化等を図り、引き続き迅速な顧客への取引報告書の交付に努める。

その他

フェイル率の上昇が想定される中、十分にフェイルを抑制できない可能性が残るとして、T+2化以降においてフェイルの発生を可能な限り低減し、現行のフェイル率と同程度に維持していくため、より根本的な対策が取られることが望ましいとの観点から、具体的な方策として、一般振替DVP決済と取引所取引に係る株券等DVP決済とのネットtingを可能とする仕組みの構築により、清算・決済制度及び事務等の効率化を図ることの可能性について要望が出されたことから、関係者において、T+2化の検討と並行して、対応について検討を行うこととした。

Ⅲ. 株式等のT+2化の実施目標時期等について

T+2化の実施目標時期

- 実施目標時期の設定にあたっては、T+2化の実施までに必要とされる工程及び期間を以下のとおり想定
 - ①WGにおける課題の整理の検討及び検討結果の報告（2016年6月まで）
 - ②市場参加者におけるシステム開発、社内体制の構築（2年程度）
 - ③市場インフラ等における必要な制度・規則改正の実施、総合運転試験等の準備（2年程度）
 - ④総合運転試験の実施（半年程度）
- また、2018年度上期の国債T+1化に向けて準備が進められているが、我が国市場全体の決済安定性等の観点から、株式等のT+2化に先立ち、国債のT+1化の円滑な実施とその安定稼働（利払い・償還等の対応を含む。）が確認される必要がある。
- 以上を踏まえ、T+2化の実施目標時期を「2019年中のなるべく早い時期」と設定
 - ※ただし、詳細な検討が必要とされる項目の今後の検討状況・結果及び市場関係者における準備状況等も踏まえ、必要に応じて実施目標時期については変更を検討

実施目標時期を見据えたT+2化の想定実施日

- T+2化の具体的な実施日については、①国債T+1化の安定稼働が確認された後の日程とすること、②3連休以上が確保できる日程とすることの2点が求められ、これを満たす日程としては、2019年の4月又は5月の連休が挙げられる。
- 以上を踏まえ、現状の実施目標時期（2019年中のなるべく早い時期）を見据えた場合に想定される実施日として2019年の4月又は5月の連休明けとした。

Ⅲ. 株式等のT+2化の実施目標時期等について

今後のスケジュール・イメージ

- WG最終報告書の公表後、本WG、サブWG及び実務検討会では引き続き検討するとされた事項について検討を進める。
- 上記の詳細な検討と同時並行して、最終報告書公表を受け、各市場関係者では以下の準備を進める。
 - 市場インフラ・関係機関においては、最終報告書や上記の検討結果を踏まえ、変更が発生するシステムの仕様、必要な規則・ガイドラインの策定を行う。
 - 各市場参加者は必要な社内体制・システムの構築準備に着手する。
 - 市場インフラ機関では市場参加者との総合運転試験の実施に向けた準備を進め、試験計画案をWGに報告し、WGにおいて実施計画案について確認を行う。
 - WGで確認された実施計画に基づき、市場関係者において総合運転試験を実施する。試験結果を踏まえてT+2化の実施予定日における実施の可否を判断する。

